

岸本町・溝口町合併協議会 第3回会議

日時 平成15年7月8日(火)午前9時30分から

場所 溝口町 鬼の館

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

- (1) 議員等の定数及び任期小委員会の審議状況について
- (2) 新町事務所位置小委員会の審議状況について
- (3) 協議項目 25-7 各種事務事業の取扱い(地域コミュニティ事業)について
- (4) 協議項目 25-42 各種事務事業の取扱い(その他事務事業)について
- (5) 岸本町・溝口町合併まちづくり委員会の開催について

4. 協議事項

- (1) 岸本町・溝口町合併まちづくりアンケート調査について

5. 提案事項

- (1) 新町名称の協議会における絞り込み方法について

6. その他

- (1) 次回開催日について

7. 閉会

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河合 勝	岸本町長
副会長		住田 圭成	溝口町長
委員	1号委員 (行政関係)	石田 保	岸本町助役
		圓山 和紀	溝口町助役
	2号委員 (議会関係)	西村 忠	岸本町議会
		下村 有象	岸本町議会
		西郷 一義	岸本町議会
		野坂 明典	岸本町議会
		箕矢 静人	溝口町議会
		入江 正美	溝口町議会
		田中 宏	溝口町議会
	3号委員 (学識経験者)	浦部 要右	溝口町議会
		池田 義則	岸本町学識経験者
		大前 直	岸本町学識経験者
		山西 敷	岸本町学識経験者
		秋田 壽江	岸本町学識経験者
		白石 鉄平	岸本町学識経験者
		中野 喜弘	溝口町学識経験者
		松本 和三	溝口町学識経験者
		南葉 正明	溝口町学識経験者
	監査委員		小谷 勢津子
大森 正人			溝口町学識経験者
高塚 一男			岸本町代表監査委員
		森谷 淳	溝口町監査委員

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	齊下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託

報告第1号

平成15年7月8日

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝 様

議員等の定数及び任期小委員会 委員長 箕矢 静人

議員等の定数及び任期小委員会第1回から第3回会議までの審議状況について

このことについて、別紙のとおり報告します。

議員等の定数及び任期小委員会会議報告書

当委員会では、これまでに3回の会議を開催し、協議を行ってきたところです。その結果について、次のとおり報告します。

1. 協議の経過

(1) 第1回会議

開催日時 平成15年5月31日(土)午後1時30分～午後3時35分
開催場所 溝口町中央公民館 大会議室
出席委員 箕矢静人(委員長)、西村 忠(副委員長)、田中 宏、松本和三、
西郷一義、山西 敦
オブザーバー 石田保(岸本町助役)、圓山和紀(溝口町助役)

会議内容

説明事項

- ①議会議員における合併特例法による定数特例、在任特例、選挙区の設置についての基本的な考え方、両町の現況及び先進地事例について資料に基づき説明
- ②農業委員会委員における在任特例、選挙区の設置についての基本的な考え方、両町の現況及び先進地事例について資料に基づき説明

協議事項

この小委員会で議会議員と農業委員会委員の協議の進め方は、両方を平行して行う。

両町の議会、農業委員会からの意見聴取を行う。

第2回小委員会で素案をまとめ、両町議会、農業委員会に説明する。

他の協議項目でも住民からの意見聴取の必要が生じることが予想されるので、公聴会の開催は状況を見て判断する。

次回小委員会の資料

先進地事例での議員、農業委員の定数と、人口、面積などの比較資料

- ② 選挙区の設置についての検討資料

(2) 第2回会議

開催日時 平成15年6月11日(水)午後1時30分～午後3時50分
開催場所 岸本町農村環境改善センター 農事研修室
出席委員 箕矢静人(委員長)、西村 忠(副委員長)、田中 宏、松本和三、
西郷一義、山西 敦
オブザーバー 石田保(岸本町助役)、圓山和紀(溝口町助役)

会議内容

説明事項

町議会議員の選挙区については「公職選挙法」、農業委員会委員の選挙区については、「農業委員会等に関する法律」により定められており、合併時の特例ではない。ただし、現在のところ、同等規模の合併で旧町ごとに選挙区を設置する事例としては、全国的にも少数である。

定数・任期等について鳥取県内の事例や全国の同規模合併団体の事例について説明。

協議事項

各委員が議会議員等の定数、合併の特例、選挙区の設定について個別に意見を述べ、次のとおり素案としてまとめた。

小委員会の素案

議会議員

- ・定数は 15～16 人
- ・合併の特例は適用しない
- ・選挙区は設置しない

農業委員会委員

- ・定数は選任による委員も含めて 20 人程度
- ・合併の特例は適用しない
- ・選挙区は設置しない

この素案を両町の議会、農業委員会に提示する。

次回小委員会の資料

平成17年1月の合併を想定した予算・決算事務処理の概要

(3) 第3回会議

開催日時 平成15年7月4日(金)午前9時30分～

開催場所 溝口町中央公民館 中会議室

出席委員 箕矢静人(委員長)、西村 忠(副委員長)、田中 宏、松本和三、

西郷一義、山西 敦

オブザーバー 石田保(岸本町助役)、圓山和紀(溝口町助役)

会議内容

説明事項

合併年度の決算及び予算について

合併により消滅した旧町の決算は、消滅した日をもって旧町の町長が決算し、それを新町長が承継し、監査委員が審査し、在任特例を使わない場合は、新議会での認定を受ける。新町の予算は、町長が不在のため、職務執行者が暫定予算を専決処分により執

行し、後日、議会へ報告し、承認を受ける。なお、一般的に暫定予算は、町長、議員の選挙費用、義務的経費、その他緊急やむを得ない経費などで政策面に属する事業費等には計上すべきでないと考えられている。

協議事項

① 両町議会・農業委員会の意見聴取状況について

岸本町：議会議員の定数、選挙区は小委員会の素案を理解する人が多かったが、定数で22名とか逆に10名でよいという意見もあった。在任特例については、選挙時期を考慮して、春ごろ選挙をするようにという意見があった。農業委員会委員については、農地等の掌握範囲が広がるので定数を考慮しなくてはという意見だった。また、溝口町や他の多数の農業委員会の改選が7月ということもあり、在任特例があってもよいという意見だった。

溝口町：議会議員については、任期についての考え方の温度差があり、町長と同時失職で空白期間をつくることは望ましくないということで、決算を見届けるため、6か月程度在任特例を適用してはという意見があった。定数は、もっと協議をしていただきたいとの意見であった。農業委員は地域選出といった色合いが濃いため、選挙委員定数を24名とする。また、7月の統一選挙に合わせるため、在任特例を適用する。また、旧町を単位として選挙区を設けるという要望があった。

② 今後の小委員会運営について

今後とも継続協議する。

次回小委員会の資料

今回の資料に基づき、在任特例を適用した場合の予算・決算事務処理の概要

報告第2号

平成15年7月8日

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝 様

新町事務所位置小委員会 委員長 下村 有象

新町事務所位置小委員会第1回から第3回会議までの審議状況について

このことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

新町事務所位置小委員会会議報告書

当委員会では、これまでに3回の会議を開催し、協議を行ってきたところです。その結果について、次のとおり報告します。

1. 協議の経過

(1) 第1回会議

開催日時 平成15年5月31日(土)午後1時30分～午後3時40分

開催場所 溝口町中央公民館 中会議室

出席委員 下村委員長、浦部副委員長、秋田委員、大森委員、大前委員、中野委員
オブザーバー 石田委員、圓山委員

会議内容

新町の事務所位置を定めることが必要な法的根拠、留意事項、先進地の事例について事務局から説明を受け確認。

検討事項について確認。

今後の進め方について協議し、合併までに新庁舎は建設しないこととして、既存の庁舎を活用して新町の事務所を定めることを決定。

理由:新庁舎建設場所を定めて、建物の設計・建設をするには時間的に無理であり、建設費が多大にかかるため。また、既存庁舎が十分に使用できるため。

溝口町の役場と中央公民館を視察。

(2) 第2回会議

開催日時 平成15年6月7日(土)午後1時30分～午後4時4分

開催場所 岸本町農村環境改善センター 農事研修室

出席委員 下村委員長、浦部副委員長、秋田委員、大森委員、大前委員、中野委員
オブザーバー 石田委員、圓山委員

会議内容

岸本町の役場と農村環境改善センターを視察。

岸本町役場と溝口町役場の現況及び職員配置状況等について事務局から説明を受け確認。

事務所位置検討に当たり、住民アンケートは行わないことに決定。

理由:地域感情が出て、公平な意見が聞けないと考えられるため。

事務所設置方式について意見交換し継続検討することとした。

本庁舎決定のための評価シートについて事務局から説明を受け、今後この方式についても研究していくこととした。

(3) 第3回会議

開催日時 平成15年6月30日(月)午前9時30分～午前10時55分

開催場所 溝口町中央公民館 中会議室

出席委員 下村委員長、浦部副委員長、秋田委員、大森委員、大前委員、中野委員
オブザーバー 石田委員、圓山委員

会議内容

事務所の設置方式の比較検討資料について事務局から説明を受けて確認。

新町の事務所設置方式について、本庁方式、分庁方式、総合支所方式を比較検討し、分庁方式とすることに決定。

理由:

○総合支所方式は合併による組織の統合などの合理化につながらない

○分庁方式は本庁方式に比べ次の点が優れていることを重視

・住民サービスの観点から役場が遠くなるという不安が少ない

・庁舎の増改築等の費用が必要ない

・現在の両町の庁舎を有効に活用できる

・本庁方式の場合、本庁では職員の事務スペースや住民のくつろげるスペースが少なくなる

・2町の対等合併であり住民感情的にも両庁舎同格の分庁方式が望ましい

本庁舎位置検討のための評価シートの評価項目について各委員会ら提案があった。

次回小委員会では、評価シートを利用した方式で本庁舎の位置について協議する。

(次回小委員会開催予定:7月25日(金) 岸本町役場)

(参考:事務所の設置方式の種別)

1 本庁方式

新町の事務所の機能を1箇所に統合する方式。

岸本町役場か溝口町役場のどちらかの庁舎を本庁舎に指定し、本庁舎に事務所の機能を統合する。他方は支所として住民サービスを低下させないため窓口業務を行う。

2 分庁方式

新町の事務所の機能を岸本町役場と溝口町役場の2箇所に分散しておく方式。

町長及び管理部門を置く庁舎を本庁舎に指定し、他方は分庁舎とする。住民サービスを低下させないため、いずれの庁舎でも窓口業務を行う。

3 総合支所方式

岸本町役場と溝口町役場の現在の行政機能を基本的にそのまま残して、それぞれの旧町の区域を所管する方式。

ただし、管理部門と事務局部門はいずれか一方に統合する。町長及び管理部門を置くところを本庁舎に指定し、他方は総合支所となる。

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
1	合併の方式	25-1	財政事務	25-27	衛生関係事業
2	合併の期日	25-2	消防防災関係事業	25-28	同和人権対策事業
3	新町の名称	25-3	公共交通事業	25-29	上水道事業
4	新町の事務所の位置	25-4	負担金の取扱い	25-30	下水道事業
5	財産の取扱い	25-5	納税関係業務	25-31	土木建設事業
6	慣行の取扱い	25-6	出納業務	25-32	農林水産業事業
7	機構及び組織の取扱い	25-7	地域コミュニティ事業	25-33	商工業事業
8	条例、規則等の取扱い	25-8	情報通信事業	25-34	観光事業
9	議員定数及び任期の取扱い	25-9	地域間交流事業	25-35	治山治水事業
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	25-10	女性政策事業	25-36	小中学校の通学区域
11	特別職の職員の身分	25-11	地域開発関係事業	25-37	学校教育事業
12	一般職の職員の身分の取扱い	25-12	交通安全事業	25-38	学校給食事業
13	広域行政の取扱い	25-13	広報公聴事業	25-39	社会教育事業
14	公共的団体の取扱い	25-14	医療費助成	25-40	社会体育事業
15	消防団の取扱い	25-15	健康づくり事業	25-41	文化振興事業
16	地方税の取扱い	25-16	母子保健事業	25-42	その他
17	使用料、手数料等の取扱い	25-17	老人保健事業		
18	補助金、交付金の取扱い	25-18	高齢者福祉事業		
19	町名、字名の取扱い	25-19	児童福祉事業		
20	諮問機関の取扱い	25-20	母子・父子・寡婦福祉事業		
21	国民健康保険事業の取扱い	25-21	障害者福祉事業		
22	介護保険事業の取扱い	25-22	その他福祉事業		
23	電算システムの取扱い	25-23	社会福祉協議会		
24	新町建設計画	25-24	環境対策事業		
25	各種事務事業の取扱い	25-25	窓口業務		
26	郡の所属の取り扱い	25-26	保育事業		

報告第3号

協議項目 25-7 各種事務事業の取扱い（地域コミュニティー事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-7 各種事務事業の取扱い（地域コミュニティー事業）については、次のとおり調整する。

- 1 宝くじ助成事業は、現行のとおりとし、要綱は岸本町の例による。（別添資料1）

平成15年7月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

報告第4号

協議項目 25-42 各種事務事業の取扱い（その他事務事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-42 各種事務事業の取扱い（その他事務事業）については、次のとおり調整する。

- 1 統計調査については、現行のとおりとする。（別添資料 2）
- 2 住宅・土地統計調査については、現行のとおりとする。（別添資料 2）
- 3 工業統計調査については、現行のとおりとする。（別添資料 2）
- 4 石油等消費構造統計調査については、廃止する。（別添資料 2）
- 5 農林業センサスについては、現行のとおりとする。（別添資料 3）
- 6 国政調査については、現行のとおりとする。（別添資料 3）
- 7 学校基本統計調査については、現行のとおりとする。（別添資料 3）
- 8 商業統計調査については、現行のとおりとする。（別添資料 3）
- 9 就業構造基本調査については、現行のとおりとする。（別添資料 4）
- 10 事業所・企業統計調査については、現行のとおりとする。（別添資料 4）
- 11 国・県要望については、現行のとおりとする。（別添資料 5）
- 12 町政要望については、現行のとおりとする。（別添資料 5）
- 13 リゾート開発事業（借地契約）については、現行のとおりとする。（別添資料 6）

平成15年7月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

報告第5号

岸本町・溝口町合併まちづくり委員会の開催について

岸本町・溝口町合併まちづくり委員会を別紙のとおり開催する。

平成15年7月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

岸本町・溝口町合併まちづくり委員会開催スケジュール

回数	開催日時	場 所	内 容
1	7月10日(木) 19:00~21:00	岸本町農村環境改善 センター	会長・副会長のあいさつ 委員会の運営方法の説明 顔合わせ(部会ごとの自己紹介) 役員を選出 (委員長・副委員長・部会長・副部会長) 現行計画の検証
	7月18日(金) 13:00~17:00		第1回町内視察 午後:溝口町 溝口町役場前 12:50 集合 17:00 溝口町役場着 解散
	7月21日(月) 海の日 13:00~17:00		第2回町内視察 午後:岸本町 岸本町役場前 12:50 集合 17:00 岸本町役場着 解散
2	7月24日(木) 19:00~21:00	溝口町中央公民館 大会議室	ワークショップ ^o のルール説明 課題・問題点の抽出
3	8月7日(木) 19:00~21:00	岸本町農村環境改善 センター	アンケート速報報告 課題・問題点の解決策及び施策提言の検討
4	8月28日(木) 19:00~21:00	溝口町中央公民館 大会議室	(進捗状況により、決定)

委員会運営上の都合や作業の進み具合により、開催予定を変更することがあります。

まちづくり委員会終了後、各部会提言の発表会等も検討しています。

協議第1号

岸本町・溝口町合併まちづくりアンケート調査について

岸本町・溝口町合併まちづくりアンケート調査を別紙のとおり実施する。

平成15年7月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

岸本町・溝口町合併まちづくりアンケート調査

調査実施についてのお願い

岸本町と溝口町は、地方分権や少子高齢化社会などに対応しながら、地域の特性を生かしたまちづくりを行うため、平成17年1月の合併を目指しています。

その基本方針である「岸本町・溝口町合併まちづくり計画」に合併新町への期待、要望などみなさまの意向を反映させるため、このまちづくりアンケートを実施させていただきます。

ご多忙とは思いますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

平成15年7月

岸本町・溝口町合併協議会 会長 河合 勝

～調査表の記入と回収の方法について～

この調査は無記名調査です。

この調査は、平成15年4月現在で岸本町、溝口町に住所がある15歳以上の方の中から4000人を無作為に抽出し実施します。

各設問に対する答えは、**該当する番号を** で囲んでください。

はじめからおわりまで、**必ずあなた自身のお考えでお答えください。**

調査表のご記入が終わりましたら、下記の期日までに別添の返信用封筒に入れて、お近くの郵便ポストへ投函してください。切手は不要です。

【提出期限】平成15年7月25日（金）

調査表についてご不明な点がございましたら、下記までご照会ください。

岸本町・溝口町合併協議会事務局

電話：68-4662 FAX：68-4663

Eメール：gappeikyo@town.kishimoto.net

提案第1号

新町名称の協議会における絞り込み方法について

このことについて、次のとおり提案します。

平成15年7月8日 提出

新町名称小委員会 委員長 野坂 明典

記

1. 協議会における絞り込み点数

5点とする。

[理由]

最終決定方法として、住民アンケートを行うこととしているが、候補点数が多くなると選択が困難になるため回収率が下がる可能性がある。また、得票数が分散されて、いずれの名称も平均的な得票数しかなかった場合は、再度アンケートをせざるを得ないことも考えられる。

選択肢が少ないと、大勢を協議会で決定することになり、住民意見を十分に反映させたと言い難くなる。

以上を勘案し、5点が適当と判断したものである。

2. 協議会における絞り込み方法

会長、副会長を含み監査委員を除く各協議会委員（以下「各委員」という。）による無記名投票を行う。

- ① 各委員は、小委員会で絞り込んだ名称候補の中から5点を選定する。
- ② 得票数の多い名称の順に5点をアンケート対象とする。
- ③ 同点により名称が5点を超えた場合は、各委員が同点の名称の中から1点を無記名で選定し、得票数の多い順に5点になるまで選定する。
- ④ 再度同点で5点を超えた場合は、③の作業を繰り返す。
- ⑤ 投票日に欠席する委員に対しては、事前に不在者投票を行うことができるものとする。

ただし、投票日に行う③、④の決選投票には投票することができないものとする。

[理由]

協議会委員全員の意向を反映させる必要はあるが、話し合いによる調整には多大な時間を要することと、協議が整わないことが想定されるため、投票による多数決での決定が適当であると判断したもの。

3. 協議会における選定作業と選定名称の非公開について

協議会における新町名称選定作業は、非公開とする。選定された名称は、名称のみを公表するものとする。

また、報道関係者に対し選定された名称を報道する際は、全部の名称を報道するよう依頼する。

選定作業の内容、経過等については、アンケート終了後に公表するものとする。

[理由]

会議を公開することにより、住民アンケート前に一部の名称のみの報道や、特定の名称への委員の支持数などが公表されることは、公正かつ公平なアンケートに支障を及ぼすと考えられるため。